

年産 玄そば販売（は種前）契約書

農業者（以下「甲」という。）と 実需者（以下「乙」という。）とは、甲が販売する年産玄そばに関し次のとおり契約を締結する。

（売渡）

第1条 甲は、年産玄そばについて乙に対して売り渡しを行う。

（売渡を行う数量）

第2条 甲が乙に売り渡しを行う数量は、出荷予定数量等一覧表に記載した数量とする。

2 乙は、売渡数量が契約予定数量に対して15パーセントの範囲内で変動すること（以下「アローワンス」という。）を了承するものとする。なお、作柄等により契約予定数量に大幅な修正が生じる場合は、甲は乙に速やかに通知することとする。

3 アローワンスを上回る数量が生じた場合は、甲・乙協議の上、その上回る数量について、出来秋に同条件で追加契約を締結することができるものとする。

4 売渡数量がアローワンスを下回る場合は、天候不順等甲の責に帰することが適当でない場合は、違約措置は行わないこととする。

（疑義等の決定）

第3条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議のうえ決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所

氏 名 印

（乙） 住 所

氏 名 印

出荷契約数量等一覧

下記のとおり 年産玄そばの販売を行います。

品 名	
作 付 地 番	
作 付 面 積	
数 量	k g
特 記 事 項	